

外国人技能実習部会設置規程

一般社団法人 全国木材組合連合会
外国人技能実習部会

(名称)

第1条 この部会は、外国人技能実習部会（以下「部会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本部会の事務局は、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本部会は、外国人技能実習制度を通じて、海外の木材産業発展のために協力を行うとともに、木材の適正な利用を行うことにより、地球環境保全、地球規模での気候変動問題への対応に貢献するため、製材部門等における外国人技能実習制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本部会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 外国人技能実習制度に関する調査研究、普及
- (2) 海外の木材産業に関する調査研究、普及
- (3) 製材部門等における外国人技能実習に係る職種の創設
- (4) 製材部門等における外国人技能実習に係る評価試験の実施
- (5) 外国人技能実習生を受け入れた事業者への技術支援
- (6) その他、本部会の目的を達成するために必要な事業

第2章 部会会員

(会員)

第5条 本会の部会会員は、次のとおりとする。

- (1) 部会正会員 全木連または全木連の会員団体の会員（その組合員を含む）であって、製材部門等の外国人技能実習生を受け入れるまたは受け入れる用意がある事業者
- (2) 部会賛助会員 全木連または全木連の会員団体の会員（その組合員を含む）であって、部会の趣旨に賛同する団体または事業者

2 この規程において「事業者」とは、法人もしくは個人の事業者のことをいう。法人の場合は、部署や事業場単位ではなく、法人単位とする。

(入退会)

第6条 本部会に入会しようとする者は、入退会規則に定める入会申込書を部会長に提出しなければならない。また、部会会員は入退会規則に定める退会届を部会長に提出し、任意にいつでも退会できる。

2 部会会員は、その名称または代表者の氏名、住所に変更があったときは遅滞なく本部会に届けなければならない。

(部会会費)

第7条 部会会員は、別に定める部会会費を納入しなければならない。

(部会会員の資格喪失)

第8条 部会会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 解散したとき

(2) 部会会費を2年以上滞納したとき

(3) すべての部会会員が同意したとき

2 部会会員の資格喪失の場合において、既に納入した部会会費は返還しない

第3章 総会

(総会)

第9条 総会はすべての部会正会員をもって構成し、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 役員会の決議により必要と認めるとき

(2) 部会正会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を部会長に提出して総会の招集を請求したとき

(招集)

第10条 総会は、前条第2項の場合を除き、役員会の決議に基づき部会長が招集する。

2 総会の招集は会日の10日前までに部会正会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所につき通知しなければならない。

3 前条第3項第2号に掲げる場合は、請求があった日から30日以内に総会を招集するものとする。

(決議事項)

第11条 総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任又は解任

(2) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書の承認

(3) 部会会費及びその徴収方法の決定

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他総会で決議するものとしてこの規程で定められた事項

(議長)

第12条 総会の議長は、部会長がその任に当たる。

(決議)

第13条 総会は、部会正会員の有する議決権の半数を有する部会正会員の出席で成立し、総会の決議は出席した部会正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項にかかわらず、次の決議事項については、総部会正会員の半数以上であって総部会正会員の議決権の3分の2以上の議決を必要とする。

(1) 部会会員の除名

(2) 解散及び残余財産の処分

(3) その他この規程で定められた事項

(議決権)

第14条 部会正会員は、総会において、おのこの一つの議決権を有する。

2 総会に出席できない部会正会員は、書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、当該部会会員又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。

(総会の決議の省略)

第15条 総会の決議の目的である事項について、役員又は部会正会員から提案があった場合において、その提案について部会正会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第16条 部会長が部会正会員全員に対し総会に報告すべき事項を通知した場合において、その報告を総会に報告することを要しないことについて、部会正会員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成する。

第4章 役員等

(役員)

第18条 本部会に、5名以上10名以内の役員をおく。

2 役員のうち1名を部会長、2名以内を副部会長とすることができる。

(役員を選任)

第19条 役員は、部会正会員の代表者の中から総会において選任する。ただし、部会正会員の代表者以外であっても総会の決議を経て選定することができるものとする。

2 部会長、副部会長は、役員会の決議により役員の中から選定する。

(役員職務)

第20条 役員は、役員会を構成し、この規程で定めるところにより、職務を執行する。

2 部会長は、本部会を代表しその業務を執行する。

3 副部会長は、部会長を補佐する。

4 部会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第21条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 役員は、任期満了又は辞任により退任した場合において第18条第1項の定数に足りなくなるときは、後任者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は他の役員残任期間とする。

(解任)

第22条 役員は、総会の議決を経て解任することができる。

(報酬等)

第23条 役員報酬は無報酬とする。ただし、事務局の役員及び職員に対しては、役員会において定める総額の範囲内で報酬手当を支給することができる。

第5章 役員会

(役員会構成)

第24条 本部会に役員会を置く。

2 役員会はすべての役員をもって構成する。

(役員会権能)

第25条 役員会は次の職務を行う。

(1) 本部会の業務執行の決定

(2) 役員職務の執行の監督

(3) 部会長、副部会長の選定及び解職

(4) その他この規程で定める事項

(役員会の開催)

第26条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 部会長が必要と認めたとき

(2) 部会長以外の役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって部会長に招集の請求があったとき

(役員会の招集)

第27条 役員会は部会長が招集する。

2 部会長が欠けたとき又は部会長に事故があるときは副部会長が役員会を招集する。

3 役員会の招集は開催日の一週間前までに書面をもって、日時、場所、会議目的の事項につき通知しなければならない。

4 前項の規程にかかわらず、役員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく役員会を開催することができる。

(議長)

第28条 役員会の議長は、部会長がこれに当たる。

(役員会の決議)

第29条 役員会は、特別の利害関係を有する役員を除く役員の過半数の出席により成立する。

2 役員会の決議は、出席した役員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第30条 役員が、役員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について役員の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の役員会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第31条 役員が、役員全員に対し、役員会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を役員会に報告することを要しない。ただし、第20条第4項の規程による報告は適用しない。

(議事録)

第32条 役員会の議事については、議事録を作成する。

第6章 事務局

(事務局)

第33条 本部会に事務局を置き、業務処理するために必要な職員を置く。

- 2 事務局は、全木連内に置き、全木連の職員がこれに当たる。
- 3 職員の服務基準及びその労働条件は、全木連の職員就業規則を適用する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本部会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(資産)

第35条 本部会の資産は、全木連の特別会計とする。

2 次の各号に掲げるものをもって構成し、部会長が管理する。

- (1) 部会会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(経費の支弁)

第36条 本部会の経費は、本会の資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第37条 部会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書の案を作成し役員会の決議を経て総会に報告する。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第38条 部会長は毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、全木連監事の監査を受けた上で役員会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号はその内容の報告、第3号から第5号は承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 第1項の書類及び監査報告については、事務局に5年間備え置くとともに、規程、会員名簿を事務局に備え置くものとする。

第8章 規程の変更及び解散

(規程の変更)

第39条 この規程は、全木連の規程の変更の手続きにより変更することができる。

(解散)

第40条 本部会は、総会の決議その他の事由により解散する。

(残余財産処分等)

第41条 本部会が清算する場合において、有する残余財産は総会の決議を経て全木連に帰属させる。

(剰余金の分配)

第42条 本部会は、剰余金の分配は行うことができない。

第10章 委 任

(委任)

第43条 この規程に定めるもののほか、当部会の運営に関し必要事項は役員会の決議を経て部会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年11月19日から施行する。
- 3 この規程は、令和3年3月23日から施行する。
- 4 この規程は、令和3年9月14日から施行する。
- 5 この規程は、令和4年3月9日から施行する。

別添 1

外国人技能実習部会の会費について

1 入会金

会 員	100,000 円
賛助会員	20,000 円

2 会費

会 員	従業員数 200 名以上の会員	250,000 円
	従業員数 100 名以上 200 名未満の会員	150,000 円
	従業員数 99 名以下の会員	100,000 円
賛助会員		10,000 円

注) 従業員数は、部会への入会申請時の従業員数とし、臨時、派遣従業員を含み、外国人技能実習生は含まない。